平成２９年（フ）第４８２７号
大阪市浪速区恵美須西３丁目６番７号　第三大隅アパート　115号
債務者　村上　満子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８３６号
大阪市西成区鶴見橋２丁目12番30号　クラウンハイツ201号
債務者　稲吉　和敏
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８４５号
大阪府東大阪市日下町２丁目４番30号
債務者　浜田　昭夫
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８４６号
大阪府東大阪市日下町２丁目４番30号
債務者　浜田てつみ
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３号
長崎県長崎市城山台２丁目10番21号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
長崎県長崎市丸山町１番１号　角海老ビル306
債務者　熊　　里沙
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３００号
沖縄県那覇市曙１丁目17番39号　メゾン光201
債務者　呉屋　末子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６６３号
仙台市太白区東大野田13番14号　佐藤アパート101
債務者　小林　雄志
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７４９号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目９番14号　トミーハイツ101
債務者　伊藤裕貴子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５５号
仙台市太白区柳生字沢目２番地の２
債務者　但野　貢次
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７６４号
仙台市太白区郡山７丁目10番17号　天王荘201
債務者　中村奈々子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
宮城県栗原市高清水五輪18番地１　市営五輪東住宅Ａ棟203号
債務者　鎌田　一郎
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
宮城県栗原市高清水五輪18番地１　市営五輪東住宅Ａ棟203号
債務者　鎌田いち子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
茨城県かすみがうら市下志筑1585番地３
債務者　千田　　仁
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８３号
茨城県かすみがうら市下志筑1585番地３
債務者　千田　香織（旧姓井坂）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０６号
千葉県船橋市田喜野井７丁目２番15―109号、住民票上の住所茨城県稲敷郡阿見町大字島津5068番地47
債務者　長谷川美登里（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４号
茨城県桜川市真壁町源法寺824番地１
債務者　柴　美佐子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部